

独立行政法人製品評価技術基盤機構出張旅費支給規程

制定 平成13年4月1日
最終改正 令和2年5月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の役員及び職員（派遣労働者を含む。以下「職員等」という。）並びに職員等以外の者が、機構の業務のための旅行のうち出張する場合における旅費の支給に関し、別に定めるもののほか、必要な基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに適正な支出を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- 一 役員 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年12月22日法律第204号）第7条に規定する理事長、理事及び監事をいう。
 - 二 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び旅券を必要としない附属の島に存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
 - 三 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
 - 四 出張 職員等が業務のため一時その在勤事務所（常時勤務する在勤事務所のない職員等については、その住所又は居所。派遣労働者については、派遣会社が発行する就業場所等を明記した書類に記載されている就業場所）を離れて旅行し、又は職員等以外の者が業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。ただし、外勤旅費支給規程（財会一法B一外勤旅費）に規定する外勤を除く。
 - 五 赴任 新たに採用された職員等がその採用に伴う移転（住所又は居所を移すこと。以下同じ。）のため住所若しくは居所から在勤事務所に旅行し、又は配置換を発令された職員等がその配置換に伴い旧在勤事務所から新在勤事務所に旅行（移転を伴う場合に限る。）することをいう。
 - 六 帰宅 職員等が退職し又は死亡した場合において、その職員等若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
 - 七 扶養親族 内国旅行にあつては職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員等の配偶者及び子で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいう。
 - 八 遺族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。
 - 九 特例在宅勤務職員 在宅勤務実施要領（人事一法B一在宅勤務）第3条第2項を適用し在宅勤務を実施する職員
- 2 この規程において「何級の職務」という場合には、職員給与規程（給与一法A一職員給与）の別表に掲げる職務の級をいうものとする。ただし、この表の適用を受けな

い者については別に定める。

- 3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（東京都の特別区にあつては、特別区の存する地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、本邦において「在勤地」という場合には、在勤事務所（バイオテクノロジーセンター（木更津市）を除き、特例在宅勤務職員の場合は居住地）から8キロメートル以内の地域をいう。
- 4 バイオテクノロジーセンター（木更津市）の在勤地については、木更津市全域を在勤地とする。

（旅費の支給）

- 第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、別に定める場合を除き当該職員等に対し、旅費を支給する。
- 2 職員等、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
 - 一 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員等
 - 二 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
 - 三 職員等が死亡した場合において、当該職員等の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときの旅費は、当該遺族
 - 四 職員等が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員等
 - 五 職員等が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
 - 六 外国在勤の職員等が死亡した場合において、当該職員等の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
 - 七 外国在勤の職員等の配偶者が、当該職員等の在勤地において死亡し、又は第35条第1項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等
 - 3 職員等が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）第38条第二号から第五号まで若しくは職員就業規程（人事一法A-就業規程）第34条に規定する事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
 - 4 職員等以外の者が、機構の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため旅行した場合には、別に定める場合を除きその者に対し、旅費を支給する。
 - 5 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その旅行出発前に業務上の必要又はやむを得ない事情により旅行申請を取消し又は変更し、別に定める承認者（以下「承認者」という。）の承認を受けた場合、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支

給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を損失又は喪失した場合には、その者の損失した金額又はその喪失した旅費額の範囲内において旅費として支給することができる。
- 7 公用車運行管理規程（庶務一法B-公用車管理）第6条第2項の規定に基づき、公用車以外の自動車の公務上使用における取扱いについて（庶務一法B-自家用車）の定めによる管理者が公用車以外の自動車、自動二輪車、原動機付自転車又はレンタカー（以下「自家用車等」という。）の業務上使用を承認し、かつ、承認者が自家用車等により旅行することを承認した場合には、自家用車等の利用について、旅費を支給する。

（旅行申請等）

- 第4条 前条第1項又は第4項の規定に該当する旅行をする職員等及び職員等以外の者（以下「旅行者」という。）は、事前に承認者に旅行申請を行い、承認を受けなければならない。
- 2 承認者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、前項に定める旅行申請の承認を行うことができる。
 - 3 旅行者は、前項に定める承認後でかつ旅行前において旅行申請内容に変更若しくは取消しが生じた場合には、変更の申請を行わなければならない。
 - 4 旅行者は、当該旅行の完了後、速やかに当該旅行に関する報告を承認者に行い承認を受けなければならない。

（旅行承認等に従わない旅行）

- 第5条 旅行者は、旅行開始後業務上の必要及び天災その他やむを得ない事情により前条第2項に規定する承認を受けた申請内容に変更が生じた場合には、速やかに承認者に連絡し承認を受け、変更内容について前条第4項に規定する報告に含めて行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情の場合には連絡を省略することができる。
- 2 前項に規定する連絡の承認が認められなかった場合又は前項ただし書きにより連絡を省略し前条第4項に規定する承認が認められなかった場合には、前条第2項において承認を受けた限度の旅行に対する旅費のみの支給とする。

（旅費の種類）

- 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。
- 2 鉄道賃は、別に定める場合を除き、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 3 船賃は、別に定める場合を除き、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 4 航空賃は、別に定める場合を除き、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
 - 5 車賃は、別に定める場合を除き、陸路（鉄道を除く。以下同じ）旅行について、路

程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

- 6 日当は、別に定める場合を除き、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、別に定める場合を除き、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、別に定める場合を除き、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額の3倍を上限とし、実費額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 支度料は、本邦から外国への及び外国相互間の出張又は赴任について、定額により支給する。
- 13 旅行雑費は、外国へのお出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、第3条第2項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。ただし、外国出張における保険等に関する規程（管理一法Bー外国出張）に規定する海外旅行傷害保険による保険金が支払われる場合は、支給しない。
- 15 内国旅行のうち第24条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。最も経済的な通常の経路とは、用務の内容及び日程等を明確にし、当該旅行にかかる旅行総額を勘案した経路であり、最も安価なものに限らず、時間コストを含めて承認者が判断する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 出張区間に通勤区間が重複する場合等、交通費を負担する必要がない場合には、別に定める場合を除きその重複する区間について旅費を支給しない。
- 3 特別割引料金（乗車券類においては回数券、フリー切符等、国内航空券においては早割、特割等、海外航空券においては正規運賃よりも安価なものをいう。）及びパック商品（旅行会社等が交通機関と宿泊施設をセットにして販売している商品）を利用した場合には、特別割引運賃及びパック商品の料金（夕・朝食代相当額及び用務地近隣に宿泊した場合の用務地から宿泊地までの交通費含む）が、第1項の規定により計算した額（以下「規程支給額」という。）より下回る場合には、当該額を支給し、上回る場合には規程支給額を支給する。
- 4 前項に規定する夕・朝食代相当額は、別表第1ー2及び別表第2ー2の定額による。

（旅行日数）

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを

1日とする。

- 3 第3条第2項第一号から第四号まで及び第六号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(日当、宿泊料の減額)

第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、次の各号による。

- 一 内国旅行の日当は、別に定める場合を除き、定額の2分の1を支給し、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の2分の1の10分の1に相当する額、滞在日数が60日を超える場合にはその超える日数について定額の2分の1の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。
 - 二 内国旅行と外国旅行の宿泊料及び外国旅行の日当においては、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数が60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。
- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(出張前後の私事旅行)

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。復路についても同様の扱いとする。

(日当、宿泊料定額の変更)

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(年度等の経過区分)

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、出張旅費支給要領(財会一法B—旅費要領)第13条第2項による請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「財務・会計課長」という。)に提出しなければならない。この場合において必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、別に定める場合を除き、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 財務・会計課長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 財務・会計課長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する精算をしなかった場合又は前項に規定する返納をしなかった場合には、その後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払に相当する金額を差引く手続を取ることができる。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

- 第14条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。
- 一 その乗車に要する運賃
 - 二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - 三 役員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - 四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第二号に規定する急行料金は、別に定める場合を除き、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。
- 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - 二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第四号に規定する座席指定料金は、別に定める場合を除き、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

- 第15条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。
- 一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - イ 役員の職務にある者については上級の運賃
 - ロ 2級以上の職務にある者については、中級の運賃
 - ハ 1級の職務にある者については、下級の運賃
 - 二 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - イ 役員の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 10級以下の職務にある者については、下級の運賃
 - 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - 四 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

- 五 役員の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - 六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第17条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃等による。

- 2 前項の規定にかかわらず、自家用車等の車賃は、次の各号に掲げる額とする。ただし、同乗者については、同乗した部分の車賃及び燃料費等実費額又は燃料費等相当額を支給しない。
- 一 レンタカーを使用した場合には、現に支払った燃料費等実費額による。
 - 二 前号以外の自家用車等を使用した場合には、路程に応じた燃料費等相当額による。
- 3 前項に規定する車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 4 第2項第二号の規定による路程及び前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第18条 日当の額は、別表第1-1の定額による。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1-1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表第1-1の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

- 一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、職員等の勤務地及び居所に区分した次に掲げる路程（ただし、特例在宅勤務職員については、イ及びロは適用しない。）のうち最も短い路程に応じた別表第1-3の定額による額の3倍を上限とし、実費額により支給する。（内国旅行に限る。）
 - イ 旧在勤地から新在勤地
 - ロ 旧在勤地から新居所

ハ 旧居所から新在勤地

ニ 旧居所から新居所

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが、採用又は配置換を発令された日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の額が職員等が赴任した際の移転料の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の額を基礎として計算する。

3 承認者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第三号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第22条 着後手当の額は、別表第1-1に掲げる日当の定額の2日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の2夜分に相当する額による。

2 前項の規定にかかわらず、新在勤地に到着後、やむを得ない事情によって、旅館等の宿泊を確認できる資料が提出できる場合には、赴任に伴う移転の路程により次の各号の額を限度とし、前項に定める額を加えて支給できる。

一 鉄道50キロメートル未満の場合は、別表第1-1の日当定額の1日分及び宿泊料定額の1夜分に相当する額

二 鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合には、別表第1-1の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額

三 鉄道100キロメートル以上の場合には、別表1-1の日当定額の3日分及び宿泊料の3夜分に相当する額

（扶養親族移転料）

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

一 赴任の際扶養親族を随伴する場合には、第21条第1項第一号に規定するイからニのうち、最も短い路程に応じ、採用又は配置換を発令された日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額。なお、鉄道賃又は船賃のうち特別車両料金又は特別船室料金は職員等相当の額によることができる。

イ 12歳以上の扶養親族については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 6歳以上12歳未満の扶養親族については、イに規定する額の2分の1に相当する額。ただし鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、その移転の際における職員等の額を限度として、現に支払った額。

ハ 6歳未満の扶養親族については、その移転の際における職員等相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額並びに鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、その移転の際における職員等の額を限度として、現に支払った額。ただし、6歳未満の扶養親族が3人以上旅行するときは、2人を超えるごとにその移転の際における職員等相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額

を加算する。

- 二 前号の規定に該当する場合を除き、第21条第1項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の移転について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（職員等の赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。
 - 三 前二号により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 採用又は配置換を発令された日の翌日から1年以内に扶養親族が移転する場合において、採用又は配置換を発令された日に胎児であった子が1年以内に出産され、扶養親族となった場合の扶養親族移転料の額の計算については、その子を職員等の採用又は配置換を発令された日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（日額旅費）

- 第24条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、研修、講習その他これらに類する目的のための旅行とする。
- 2 前項の規定に該当し旅行する場合には、別表第1-4の日額旅費を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。
 - 一 宿泊する場合において、在勤事務所を出発した日から最初に到着した日まで及び最終の目的地を出発した日から在勤事務所に到着した日までのそれぞれの期間
 - 二 経済産業省研修所研修部（東村山市）と人事院公務員研修所（入間市）で研修を受ける場合
 - 3 前項第二号の日額旅費の額は、別に定める。

（在勤地内旅行の旅費）

- 第25条 在勤地内における旅行については、旅行が行程8キロメートル以上又は引続き5時間以上にわたる場合に限り、鉄道賃及び車賃のみを支給する。
- 2 在勤地内における旅行において、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1-1日当定額の2分の1に相当する額及び宿泊料定額の2分の1に相当する額を支給する。

（在勤地以外の同一地域内旅行の旅費）

- 第26条 在勤地以外の同一地域内における旅行については鉄道賃、船賃、車賃を支給し、日当は別に定める場合を除き日当定額の2分の1を支給する。移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次に該当する場合には、当該旅費を支給する。採用又は配置換を発令された職員等が、職員等のための国設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1-3に掲げる鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1の3倍を上限とする実費額（扶養親族を随伴しない場合には、更にその2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（遺族の旅費）

- 第27条 第3条第2項第二号に掲げる場合に支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

- 一 職員等が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費
 - 二 職員等が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費
- 2 本邦に出張中の外国在勤の職員等が第3条第2項第二号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。
 - 3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第七号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
 - 4 第3条第2項第三号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第一号に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「採用又は配置換を発令された日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第28条 外国旅行中、本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

（鉄道賃）

第29条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）及び急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- 一 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - イ 役員及び7級以上の職務にある者については、最上の階級の運賃
 - ロ 6級以下の職務にある者については、最上の階級の直近下位の階級の運賃
- 二 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上の階級の運賃
- 三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- 四 役員及び7級以上の職務にある者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- 五 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に掲げる運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

（船賃）

第30条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- 一 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - イ 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び7級以

上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、6級以下2級以上の職務にある者については役員及び7級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、1級の職務にある者については最下級の運賃

ロ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び7級以上の職務にある者についてはその階級内の中級の運賃、6級以下の職務にある者については下級の運賃

ハ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の下級の運賃

二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

三 役員及び7級以上の職務にある者が業務上の必要によりあらかじめ承認を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号の運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

四 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に掲げる運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第31条 航空賃の額は、別に定める航空機の搭乗クラス及び運賃に応じた実費額に発券にかかる手数料を加算した額による。

2 車賃の額は、現に支払った旅客運賃等に応じた実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第32条 日当及び宿泊料の額は、別に定める場合を除き旅行先の区分に応じた別表第2-1の定額による。

2 第29条第1項第五号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2-1の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2-1に掲げる定額による。

4 第19条第2項並びに第20条第2項の規定は、別表第2-2により外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

第33条 赴任の際扶養親族(採用又は配置換を発令された日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。)を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2-3の定額(以下本条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる額による。

一 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額を1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額

二 外国在勤の職員等が配置換を発令された場合には、定額(前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額。)にその100分の10に相当する額を加算した額

三 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合には、定額(前二号に該当する場合には、これらにより計算した額)に別の定めるところにより計算した額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第一号の規定に係

る部分を除く。)に規定する額の2分の1に相当する額による。

- 3 赴任の際扶養親族を随伴しないが、第35条第1項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、それぞれの扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差引いた額による。
- 4 第21条第2項の規定は前項の規定による移転料の額の計算について、第23条第1項第三号及び第2項の規定は前3項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

（着後手当）

第34条 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第2-1に掲げる日当の定額の10日分及び宿泊料の定額の10夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第35条 扶養親族移転料は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

- 一 赴任の際理事長の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合
 - 二 外国に在勤中理事長の許可を受け、同一在勤地について1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合
 - 三 本邦から外国に赴任後理事長の許可を受け、配置換を発令された日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を配置換を発令された日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合
- 2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、配置換を発令された日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号の合計額による。
- 一 配偶者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の3分の2に相当する額
 - 二 12歳以上の子については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
 - 三 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額。ただし鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、その移転の際における職員等の額を限度として、現に支払った額
- 3 第1項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第23条第1項第一号の場合に準じて計算した額による。
- 4 第23条第1項第三号及び第2項の規定は、前2項の規定による移転料の額の計算について準用する。

（支度料）

第36条 支度料は、原則として支給しないものとする。ただし、特別な事情により支

度料が必要な場合には、理事長の承認を受け支給することができる。

- 2 支度料の額は、その旅行期間に応じた出張及び赴任の区分の別表第2-4の定額による。
- 3 本邦から外国に出張又は配置換を発令された者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張のための旅行の最初の日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差引いた額の範囲内の額による。

(旅行雑費)

第37条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証申請料、査証取得代行手数料、入出国税、旅客施設使用料の実費額による。

(死亡手当)

第38条 死亡手当の額は、第3条第2項第五号の規定に該当する場合には別表第2-4の定額により、同項第七号の規定に該当する場合にはその定額の2分の1に相当する額による。ただし、旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、本文の規定による額の10分の8に相当する額による。

- 2 職員等が第3条第2項第五号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額による。
 - 一 職員等が出張中に死亡した場合には、当該職員等の本邦における所属している所在地を旧在勤事務所とみなして、第27条第1項第一号の規定に準じて計算した旅費
 - 二 職員等が赴任中に死亡した場合には、当該職員等の本邦における所属している所在地を新在勤事務所とみなして、第27条第1項第二号の規定に準じて計算した旅費
- 3 外国在勤の職員等の配偶者が第3条第2項第七号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額による。
 - 一 配偶者が第35条第1項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員等が死亡したものとみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額
 - 二 配偶者が第35条第1項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員等が死亡したものとみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額
- 4 第27条第3項の規定は、第3条第2項第五号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(在勤地内旅行の旅費)

第39条 第25条の規定は、外国の在勤地内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第2項中「別表第1-1」とあるのは「別表第2-1」と読替えるものとする。

(外国の一の地域内旅行の旅費)

第40条 外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費については鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる額の旅費を支給する。

- 一 行程が鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第29条、第30条又は第31条第2項の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- 二 前号の規定に該当する場合を除くほか、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(遺族の旅費)

第41条 第3条第2項第六号に掲げる旅費は、職員等の旧在勤地から本所所在地までの移転料及び扶養親族移転料(着後手当に相当する部分を除く。)並びに本所所在地を居住地と見なして第27条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

第4章 雑 則

(旅費の調整)

第42条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合には、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 次の各号に該当する場合は、前項の規定によりそれぞれ当該各号に定める調整を行う。
 - 一 職員等の職務がさかのぼって変更された場合において当該職員等が既に行った旅行について、その変更に伴う旅費の遡及は行わない。
 - 二 機構以外の経費から旅費が職員等に直接支給される場合は、当該旅費に相当する機構の旅費は支給しない。
- 3 職員研修規程(人事一法B-研修規程)に基づく旅行をする場合には、在外長期派遣研修旅費算定要領(人事一法B-在外旅費)による調整を行う。
- 4 旅行者がこの規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、理事長が認めた場合に限り実際に要した旅費を支給する。

(適用除外)

第43条 次に掲げる職員等及び旅行する者が第3条第1項に規定する赴任を行う場合は本規程を適用しない。

- 一 非常勤職員(参事を除く。)
- 二 旧居所から新居所までの路程が10km未満の場合
- 三 新居所から新在勤事務所までの通勤時間・路程が、旧居所から新在勤事務所までの通勤時間・路程よりも増加する場合
- 四 旧在勤事務所又は旧居所が、新在勤事務所の在勤地又は同一地域内の場合

2 派遣労働者又は職員等以外の者が第2条第1項第六号に定義する帰住又は第38条に規定する死亡手当に該当する場合は本規程を適用しない。

(本規程の管理部署)

第44条 本規程を管理する担当課は財務・会計課とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年8月1日から施行する。ただし、第23条の規定及び別表第1-3については、平成19年4月1日から施行することとし、それまでの間は従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、本規程施行前に第4条第1項に規定する旅行申請の承認を受けた場合は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年7月1日から施行する。ただし、本規程施行前に第4条第1項に規定する旅行申請の承認を受けた場合は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年2月1日から施行する。ただし本規程前に第4条第1項に規定する旅行申請の承認を受けた場合は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年1月1日から施行する。ただし本規程施行前に第4条第1項に規定する旅行申請の承認を受けた場合は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年3月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

内国旅行の旅費

別表第 1 - 1 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
		甲 地	乙 地	
役員の職務にある者	3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000 円
7 級以上又は専門スタッフ職 2 級以上の職務にある者	2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円
6 級以下 3 級以上又は専門スタッフ職 1 級の職務にある者	2,200 円	10,900 円	9,800 円	2,200 円
2 級以下の職務にある者	1,700 円	8,700 円	7,800 円	1,700 円

甲 地

東京都	特別区
神奈川県	川崎市・横浜市・相模原市
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市・堺市
兵庫県	神戸市
広島県	広島市
福岡県	福岡市

備 考

固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第 1 - 2 夕・朝食代相当額

国内	夕・朝食代相当 (食事なし パック)	夕食代相当 (朝食付き パック)	朝食代相当 (夕食付き パック)
役員の職務にある者	3,000 円	2,000 円	1,000 円
7 級以上又は専門スタッフ職 2 級以上の職務にある者	2,600 円	1,700 円	900 円
6 級以下 3 級以上又は専門ス タッフ職 1 級の職務にある者	2,200 円	1,500 円	700 円
2 級以下の職務にある者	1,700 円	1,100 円	600 円

別表第 1 - 3 移転料

区 分	役員、7級以上又は 専門スタッフ職 2 級以上の職務にあ る者	6 級以下 4 級以上 又は専門スタッフ 職 1 級の職務にあ る者	3 級以下の職務に ある者
鉄道 10 km 未満	0 円	0 円	0 円
鉄道 10 km 以上 30 km未満	63,000 円	53,500 円	46,500 円
鉄道 30 km 以上 50 km未満	126,000 円	107,000 円	93,000 円
鉄道 50 km 以上 100 km未満	144,000 円	123,000 円	107,000 円
鉄道 100 km以上 300 km未満	178,000 円	152,000 円	132,000 円
鉄道 300 km以上 500 km未満	220,000 円	187,000 円	163,000 円
鉄道 500 km 以上 1,000 km未満	292,000 円	248,000 円	216,000 円
鉄道 1,000 km以上 1,500 km未満	306,000 円	261,000 円	227,000 円
鉄道 1,500 km以上 2,000 km未満	328,000 円	279,000 円	243,000 円
鉄道 2,000 km 以上	381,000 円	324,000 円	282,000 円

備 考

路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 km をもって鉄道 1 km とみなす。

別表第 1 - 4 日額旅費

区 分		日 額 等	備 考
日 帰 り	行程 8 km 以上の場合又は引続き 5 時間以上の場合	鉄道賃、船賃、 車賃の実費額	<p>1. 宿泊場所から研修等の場所に通う必要がある場合には、日額旅費の他に当該通いに必要な交通費の実費額を支給する。</p> <p>2. ②の宿泊施設に宿泊する場合において、やむを得ない事由によりその宿泊料が限度額を超えるときは、企画管理部長の承認を得た場合に限り宿泊料の実費額を支給することができる。</p> <p>3. 同表中、「宿泊料の実費額」とは、原則、素泊まり料金とする。</p>
宿 泊 す る 場 合	①公用又はこれに準ずる施設であつて宿泊料を徴しない場合	2,080 円	
	②①以外の 30 日以下の 期間	8,000 円を限度とした 宿泊料の実費額に 1,000 円を加えた額	
	30 日を超え 60 日以内の 期間	7,200 円を限度とした 宿泊料の実費額に 1,000 円を加えた額	
	60 日を超え る期間	6,400 円を限度とした 宿泊料の実費額に 1,000 円を加えた額	

外国旅行の旅費

別表第 2 - 1 日当、宿泊料及び食卓料

区 分		役員の職務に ある者	7 級以上又は 専門スタッフ 職 2 級以上の 職務にある者	6 級以下 3 級以 上又は専門ス タッフ職 1 級の 職務にある者	2 級以下の職 務にある者
日当 1 日につき	指 定 都 市	8,300 円	7,200 円	6,200 円	5,300 円
	甲 地 方	7,000 円	6,200 円	5,200 円	4,400 円
	乙 地 方	5,600 円	5,000 円	4,200 円	3,600 円
	丙 地 方	5,100 円	4,500 円	3,800 円	3,200 円
宿 泊 料 1 夜につき	指 定 都 市	25,700 円	22,500 円	19,300 円	16,100 円
	甲 地 方	21,500 円	18,800 円	16,100 円	13,400 円
	乙 地 方	17,200 円	15,100 円	12,900 円	10,800 円
	丙 地 方	15,500 円	13,500 円	11,600 円	9,700 円
食 卓 料 (1 夜につき)		7,700 円	6,700 円	5,800 円	4,800 円

備考 船舶及び航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）
の場合における乗船中及び搭乗中の日当の区分は丙地方とする。

指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域
甲地方	北米地域、欧州地域、中近東地域 但し、指定都市、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

乙地方	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域（本邦を除く。）
丙地方	アジア地域（本邦を含む。）、中南米地域、アフリカ地域、南極地域、 但し、指定都市、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

外国旅行に係る地域

北米地域	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
欧州地域	ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
中近東地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
アジア地域（本邦を除く）	アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
中南米地域	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
大洋州地域	オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）
アフリカ地域	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
南極地域	南極大陸、その周辺の島しょ

別表第 2 - 2 タ・朝食代相当額

国 外	夕・朝食代相当 (食事なし パック)	夕食代相当 (朝食付き パック)	朝食代相当 (夕食付き パック)
役員の職務にある者	7,700 円	5,100 円	2,600 円
7 級以上又は専門スタッフ職 2 級以上の職務にある者	6,700 円	4,400 円	2,300 円
6 級以下 3 級以上又は専門ス タッフ職 1 級の職務にある者	5,800 円	4,000 円	1,800 円
2 級以下の職務にある者	4,800 円	3,100 円	1,700 円

別表第 2 - 3 移転料

区 分	役員、7 級以上又は 専門スタッフ職 2 級以上の職務にあ る者	6 級以下 4 級以上 又は専門スタッフ 職 1 級の職務にあ る者	3 級以下の職務に ある者
鉄道 100 km未満	141,000 円	116,000 円	95,000 円
鉄道 100 km以上 500 km未満	188,000 円	154,000 円	126,000 円
鉄道 500 km 以上 1,000 km未満	269,000 円	220,000 円	180,000 円
鉄道 1,000 km 以上 1,500 km未満	338,000 円	276,000 円	226,000 円
鉄道 1,500 km 以上 2,000 km未満	425,000 円	348,000 円	285,000 円
鉄道 2,000 km 以上 5,000 km未満	521,000 円	428,000 円	350,000 円
鉄道 5,000 km 以上 10,000 km未満	575,000 円	471,000 円	386,000 円
鉄道 10,000 km 以上 15,000 km未満	628,000 円	514,000 円	421,000 円
鉄道 15,000 km 以上 20,000 km未満	680,000 円	556,000 円	456,000 円
鉄道 20,000 km 以上	734,000 円	601,000 円	493,000 円

備 考

路程の計算については、水路及び陸路の 4 分の 1 km をもって鉄道 1 km とみなす。

別表第 2 - 4 支度料及び死亡手当

区 分	支 度 料		死亡手当
	出 張 旅行期間 六月以上	赴 任	
理事長の職務にある者	123,200 円	200,000 円	640,000 円
理事及び監事の職務にある者	111,650 円	190,000 円	580,000 円
7 級以上又は専門スタッフ職 2 級以上の職務にある者	100,100 円	180,000 円	520,000 円
6 級又は専門スタッフ職 1 級の職務にある者	94,330 円	165,000 円	490,000 円
5 級又は 4 級の職務にある者	88,550 円	150,000 円	460,000 円
3 級の職務にある者	77,000 円	120,000 円	400,000 円
2 級の職務にある者		90,000 円	
1 級の職務にある者		80,000 円	

備 考

旅行期間六月とは、日本を出発した日から日本に到着した日までの間の、180日のこととする。

死亡手当は、外国における死亡職員の葬祭又は遺体引取等の費用にあてるための旅費である。第3条第2項第五号に規定に該当する場合は、職員が外国の在勤地において、又は出張（研修を含む）、赴任のための外国旅行中に死亡した場合であり、第3条第2項第七号に規定に該当する場合は、外国在勤の職員の配偶者がその職員の在勤地において、又は赴任に同行する旅行の途中あるいは赴任後在勤地に呼び寄せたり、本邦に帰らせたりしたときの旅行の途中において死亡した場合とする。